

●香川県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、特別養護老人ホーム珠光園を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和4年6月10日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1～3 略			1～3 略		
4 老人ホーム			4 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
サービス付き高齢者向け住宅みやび	略		サービス付き高齢者向け住宅みやび	略	
特別養護老人ホーム珠光園	丸亀市飯野町東二911	令和4年6月			
	<u>一1</u>	<u>9日</u>			
特別養護老人ホーム聖マルチンの園	略		特別養護老人ホーム聖マルチンの園	略	
略			略		
5・6 略			5・6 略		